

令和8年度メタバーズ活用就業相談会  
企画運営業務

業務仕様書

令和8年5月  
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度メタバース活用就業相談会企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 基本事項

### (1) 業務の名称

令和8年度メタバース活用就業相談会企画運営業務

### (2) 趣旨及び目的

就業者の高齢化や後継者不在等により、農業・林業・漁業従事者が減少する中、農林水産業を支える人材を確保・育成していくことが喫緊の課題となっている。

そこで、新規就業者の確保に向け、全国の就業希望者を対象として、メタバース空間（インターネット上の仮想空間）を活用した就業相談会を開催する。

### (3) 用語の定義

用語	説明
岩手県メタバース空間	本業務で、整備、運用するメタバース空間全体の名称
エリア	・メタバース空間内に設置された様々な空間 ・各ルームを束ねる空間
ルーム	各エリアにおける空間に区切られた最小単位
同時入室	1つのルームに同時にアクセスし、アクセスしたユーザー間で交流できる

### (4) メタバース空間を活用して実現したいイメージ

以下の特徴を持ったメタバース空間を導入する。

- ・特別なアプリや会員登録が不要で、ブラウザからのアクセスが可能な空間
- ・アバターを用いて一対一で就業相談会等（アバター同士での会話等）が可能な空間
- ・写真や動画等を用いて、岩手県の情報発信可能な空間
- ・参加者が一つの空間に集まり交流ができる空間

### (5) 本業務の概要とシステム構成要素

本業務では、令和7年度に構築したメタバース空間にあるコンテンツ要素を再現し、岩手県独自の空間を整備する。

#### ア メタバースプラットフォーム

セミナールーム、個別相談用ルーム※を必ず構築すること。

※ セミナールーム、個別相談ルームは、令和7年度に構築した本県のメタバース空間のF・Gルームに相当するイメージ（7ページの参考をご覧ください）。

## イ 岩手県メタバース空間

県民や事業者等が誰でもアクセス可能な外部に公開されているメタバース空間。

## ウ 岩手県メタバース空間のコンテンツ・プログラム

メタバース空間上のデザインや配置する画像・動画等。

## エ 岩手県メタバース空間の管理用WEBシステム

岩手県メタバース空間のコンテンツ・プログラムの作成・編集が可能な内部管理用のWEBシステム。

## 2 メタバース空間整備

### (1) メタバースプラットフォームについて

ア 専用アプリ等が不要でPC・スマートフォン等からアクセスできるクラウドサービスを活用すること。

イ OSやブラウザのバージョンアップによる影響をできるだけ受けないシステムとすること。

### (2) クラウドサービスについて

ア クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、県に協議したうえで、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるようにすること。

イ 構築したサービスにログインして作業する場合のセキュリティ対策を明示すること。

ウ 障害発生時には、速やかに原因を特定し、適切に対応するとともに、県に報告すること。

エ メタバースプラットフォームで利用するクラウドサービスは、原則として、日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが管理され、日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスとすること。

### (3) アクセス端末について

ア OSとしてWindows、macOS、android、iOSに対応可能であること。

イ 専用アプリが不要で、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、safariなどのブラウザからURLをクリックすることでアクセス可能とすること。

ウ Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、safariの最新リリース（又は直近の2つのリリース）に対応すること。

## 3 管理側のシステム権限について

### (1) 管理側システムについて

ア 岩手県のメタバース空間内に掲載する写真、映像など様々なデータを自由に配置できること。

イ 利用権限の付与機能により、利用者に応じて閲覧・編集できるデータを制限することができること。

## 4 事業概要について

県との協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

### (1) メタバース空間を活用した就業相談会の開催

本県で、農業・林業・漁業を始めることに関心を持っている者を対象に、メタバース空間上において就業に関する情報を提供するセミナー及び個別相談会を組み合わせた就業相談会（以下「就業相談会」という。）を開催すること。

#### ア 開催時期、回数

(ア) 時期：令和8年9月頃

(イ) 回数：1回

#### イ 開催内容

就業相談会は、以下の内容で実施する。

##### (ア) 新規就業に係るセミナー

就業関係情報提供、新規就業者等による事例発表等を行う。なお、事例発表者は県と受託者が協議の上、選定することとし、開催前に農業・林業・漁業でそれぞれ1名（計3名）を決定する。

##### (イ) 個別相談会

参加者が就業を支援する関係機関等と個別相談が可能な個別相談ルームを設置する。なお、個別相談会場としてルーム数は概ね8程度とする。

#### ウ メタバース空間の構築

(ア) 事業内容がスムーズに進行できるよう安定した空間整備とすること。

(イ) メタバース空間に慣れていない方でも操作ができるように、わかりやすい空間設計とすること。（参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計とすること。）

(ウ) アバターを通じて気軽に交流等が実施できるよう操作性、音声、表示などわかりやすいものとする。

(エ) メタバース空間は50名程度が交流できる空間を作成すること。

(オ) メタバース空間は農業・林業・漁業をイメージさせる空間を作成すること。

#### エ 就業相談会の企画・運営及び参加者の取りまとめ

(ア) 就業相談会実施に向けた企画・運営を行うこと。

(イ) 事例発表者や参加者の取りまとめ連絡調整等を行うこと。

(ウ) 事例発表者の紹介や個別相談対応者の一覧や概要、メタバース空間の配置等を整理した参加者向けの当日用資料を作成すること。

(エ) 就業相談会を実施する前にリハーサルを行うこと。

(オ) 参加者等への周知及び調整として、チラシデータを作成し、県と協力しWEB及びSNS等で当該相談会を周知すること。

#### オ 当日の進行管理等

(ア) 相談会当日の企画・運営を行うこと。

(イ) 当日の運営マニュアル・進行台本を作成すること。

(ウ) 作成した運営マニュアル・進行台本等のデータを提供すること。

(エ) 当日の進行を行うとともに、参加者がスムーズに就業相談等ができるよう参加者等に適切な誘導等を行うこと。

## カ 操作マニュアルの作成・メタバース空間使用サポート

### (7) 事例発表者・参加者等向けのサポート

- ・ 操作マニュアル等を作成すること。
- ・ 事例発表者・参加者等に対して事前説明会等を開催し、使い方について教授すること。

### (イ) 管理者（県）等向けのサポート

- ・ 操作マニュアル等を作成すること。
- ・ 管理者（県）等に対して、事前説明会等を開催し、使い方について教授すること。
- ・ 当日、県担当者向け端末として、メタバース空間で問題なく利用可能な状態のPCを8台及び、安定した通信環境となるようWi-Fiルーターを貸与すること。

## キ アンケートの取りまとめ

(7) 当日の事例発表者及び参加者に対して、アンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

(イ) アンケート調査の内容は県と協議し決定すること。

## (2) 業務報告

下記資料について、提出すること。なお、納品に当たっては、書面及び電子データ（Microsoft Word形式等）で提出すること。

### ア 業務報告書

本業務の実施経過、結果等を整理した資料を作成し、提出すること。なお、下記の内容を含むものとする。

(7) 就業相談会開催状況

(イ) PR の状況

(ウ) 参加者名簿

(エ) 構築したメタバース空間等、本事業の制作物一式の状況が分かる資料（実物写真、スクリーンショット等）

(オ) アンケート結果

(カ) 実施内容の評価・分析結果

(キ) その他県が必要と認めた事項

## (4) 留意事項

ア 就業相談会参加者の目標数は、30人とする。また、参加者ほか、運営スタッフ等20人が同時に参加し、50人程度が交流できる空間負荷影響を考慮すること。

イ 就業相談会は、農林水産業分野の各担当と協議・調整の上、各分野で効果的な内容・方法を検討して実施すること。

ウ 事例発表者・参加者等を広く募集するため、関係機関と連携に協力すること。

エ 農業分野は、岩手県農業経営・就農支援センターと連携しながら事業を進めること。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

### (6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

## 6 受託者の要件

- (1) 個人情報を扱う国または自治体の受託実績（大規模な展示会など）があること。

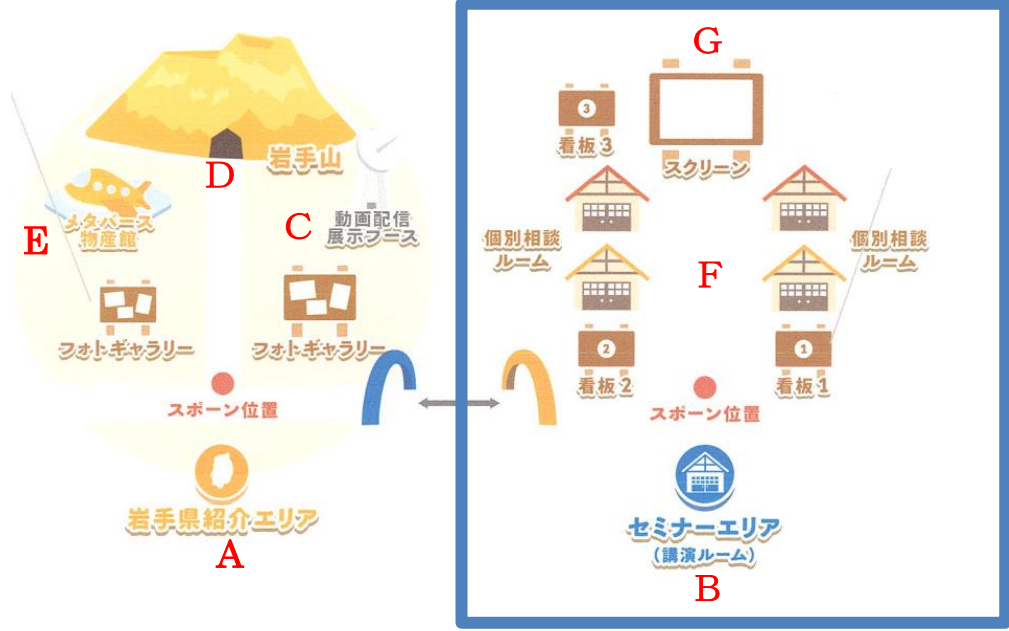
## 7 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

# 【参考】岩手県メタバース空間について

昨年度、構築した岩手県メタバース空間に係る仕様は下記のとおりである。  
 参考 『いわてで見つけるキミの仕事』 農業編inメタバース

図1 空間のイメージ



エリア名	ルーム名	説明	ルーム数
A 岩手県紹介エリア	C 動画配信展示ルーム	・岩手県の情報発信動画などを空間内に掲載し、参加者等が自由に視聴できるルーム	・3つのルームを設け、遷移可能な機能を設ける。
	D 岩手山情報提供ルーム	・岩手県の観光、移住関係などの情報発信を行うルーム	
	E 物産館ルーム	・「バーチャル物産展」アクセスでき、参加者が岩手の特産物を購入できるようなルーム	
B セミナーエリア	F 個別相談ルーム	・新規就業希望者と相談対応者が個別に相談するために使用。	・各ルームに遷移可能な機能を設ける。 ・5ルーム以上設ける。(5ルームが同じ空間である必要はない)
	G 講演・セミナールーム	・画像・動画の掲載が可能。 ・管理者及び講演者等が参加者に対して説明等を実施。	・1ルーム以上設ける。